

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となります。そのうち12時から13時までの間は休憩時間となっています。

なお、一部の職場においては、上記と異なる場合があります。

#### (2) 休暇制度の概要・種類等（平成22年10月1日現在）

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があります。また、今年度は育児休業法等の改正に伴い、子の看護休暇の取得要件の拡大等が行われました。

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させることが目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です（種類及び日数は下表のとおりです）。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
組合休暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

#### (特別休暇の種類及び日数)

種 類	日 数
出産の場合	産前6週間前から産後8週間を経過するまで
妊娠又は出産に関し保健指導又は健康診査を受ける場合	1回につき1日の範囲内で必要と認められる時間
結婚の場合	5日の範囲内で必要と認められる期間
妊娠中に、交通機関の混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
妊娠中に、つわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	7日の範囲内で必要と認められる期間

妻の出産の場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
小学校就学前の子を看護する場合	原則1年において5日の範囲内の期間
要介護者を介護する場合	原則1年において5日の範囲内の期間
生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
忌引の場合	配偶者7日、父母7日、子5日、祖父母3日等
配偶者及び父母の祭日の場合	それぞれ1日
感染症の場合	その都度必要と認められる期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間
災害により住居が滅失した場合	1週間範囲内で必要と認められる期間
災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液を提供する場合	その都度必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（災害、介護ボランティア等）を行う場合	1年において5日の範囲内の期間

### (3) 年次有給休暇の取得状況

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は11.2日でした。

### (4) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

平成21年度の育児休業の取得状況は、21人（すべて女性、うち新規取得9人）でした。

イ 部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しないことを可能とする制度で、休業した期間の給与は減額されます。

平成21年度の部分休業の取得状況は、12人（男性1人、女性11人でうち新規取得6人）でした。

ウ 育児短時間勤務制度とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一定の勤務形態（週20時間から25時間）により勤務することができる制度で、給与は勤務時間数に応じた額が支給されます。

平成21年度に育児短時間勤務制度を利用した職員は、2人（女性、新規利用）でした。

(5) 時間外勤務の状況

平成21年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、12.9時間となっています。